

日本肥満学会肥満症専門医認定細則

第1条 日本肥満学会認定肥満症専門医制度規則の施行のため細則を定める。

第2条 認定委員会の事務は本学会事務局が行う。

第3条 認定条件

(1) 学術論文

レフェリーによる論文審査が行われている雑誌に発表された肥満症臨床に関するものであること。当該部分の別刷りまたはコピーを貼付すること。

(2) 学会発表 : 下記の学会で発表されたもの。学会発表は原則として肥満症臨床に関するもの。

- ① 日本肥満学会、
- ② 日本医学会総会および日本医学会加盟学会の総会、あるいは地方会
- ③ ①②以外で、本委員会で認めた学会
- ④ 筆頭者と認める発表には、一般演題のほか教育講演等も含める。

(3) 症例記録

肥満症症例の診療記録(症例記録)は10例とする。外来、入院診療を問わない。内5例は原則として生活習慣病改善指導士あるいは管理栄養士が関与した症例であることが望ましい。

第4条 審査

審査は、筆記試験と症例記録によって行う。

第5条 認定試験日

試験は、原則として年次学術集会開催後の直近の日曜日に行う。

第6条 申請締切

申請締切日は原則として毎年6月15日とする。

第7条 更新申請条件

認定更新をしようとする者は、以下の条件を満たすことを確認の上、必要書類を最終年度(5年目)の7月31日までに認定委員会に提出するものとする。

- (1) 更新申請時に本学会員であること。
- (2) 更新認定料を納入済みであること。
- (3) 学術活動に関する単位合計50単位以上(うち30単位以上は本会事業への参加)

によるもの) を取得すること。

- (4) 症例記録は 10 例とする。認定後、最終年度の 5 月 31 日までの在籍する施設での症例で、外来、入院診療を問わない。
- (5) 認定単位を別表に示す。
- (6) 研究のための海外留学や長期病気療養、産休、育児休暇等特別な事情があり、更新が不可能となった場合、その事情を記した書類を添付して、更新期間の延長を申請することができる。
- (7) 更新申請に関する特例措置
2017 年度更新対象者に限って、特例措置として 1 年の猶予を認める。
ただし、1 年猶予する場合、認定期間は猶予期間も含めて 5 年間 (2022 年) となる。

第 8 条 審査料、認定料および更新料

専門医申請の審査料は 20,000 円、認定料は 20,000 円とする。
更新料は 20,000 円とする。

第 9 条 認定に関する疑義については認定委員会の議を経て決定するものとする。

第 10 条 経過措置

本規則施行開始時の時点で認定肥満症専門病院の代表者、臨床に携わる評議員については下記の経過措置により審査を行い指導医、専門医として認定する。

- (1) 認定肥満症専門病院に勤務し、かつ肥満症の診療に 3 年以上従事
(入院・外来の診療、またはそれらの指導) していること。
- (2) 審査料、認定料の納入
- (3) 申請時より過去 5 年間に日本肥満学会学術集会での発表または、肥満研究での論文発表が 1 編以上あること。学術集会の発表にはシンポジウム、教育講演等での講演を含む。
論文発表で共著、学会発表で共同演者の場合は計 2 編以上。
- (4) 専門医試験委員会による審査試験に合格。
- (5) 基幹学会の認定医または専門医認定証の写し。

第 11 条 本細則の改廃は専門医認定委員会および理事会の承認により行う。

第 12 条 本細則は平成 23 年 9 月 23 日を以って発効する。

別表 研修単位

学会名	参加・聴講	発表者 (共著者は含まない)
◆肥満学会主催事業		
日本肥満学会 学術大会	10 単位	5 単位
サマーセミナー	5 単位	
スキルアップセミナー	5 単位	
アディポサイエンス・シンポジウム	5 単位	
◆関連学術集会		
日本医学会総会 *1	5 単位	
日本内科学会 *1	5 単位	
日本糖尿病学会年次学術集会 *1	5 単位	
日本内分泌学会総会 *1	5 単位	
日本動脈硬化学会 *1	5 単位	
日本高血圧学会 *1	5 単位	
IASO,AOSO 会議 *1	5 単位	
西日本肥満研究会 *2	5 単位	3 単位
日本肥満症治療学会 *2	5 単位	3 単位
	筆頭著者	責任著者 ないし最終著者
◆論文関係		
学会誌「肥満研究」	10 単位	10 単位
肥満関連欧文誌	10 単位	10 単位

*1 参加・聴講を研修単位として申請される際は、更新申請時に参加を証明する資料
(参加証等)をご提出ください。

*2 参加・聴講を研修単位として申請される際は、更新申請時に参加を証明する資料
(参加証等)をご提出ください。また発表者の場合は、ご自身が発表されたプログラムの
コピーをご提出ください。